

## 地対協コーナー

今号では、1月に開催された委員会の報告をお届けします。薬剤師による「疑義照会」は薬剤師法第24条に規定されており、処方せんに疑わしい点があるときは、その点を処方医師に確かめた後でなければ調剤してはならないとされています。一方で疑義照会に該当しないいわゆる「形式的な問合せ」は、疑義照会以上に多くあり、患者・薬局薬剤師・処方医師それぞれの負担となっています。近年、医療機関と薬局の間で問い合わせを簡素化する取り組みが各地で見られるようになっており、医薬品の適正使用検討特別委員会では、院外処方せんの問合せに関するアンケート調査を実施いたしました。詳細は以下の報告をご確認下さい。

皆さまのご要望やご意見などがございましたら、遠慮なく、事務局までお寄せください。また、過去の各委員会活動などは、地対協ホームページ (<https://www.citaikyo.jp/>)へ掲載していますので、アクセスをお待ちしております。

### ○第2回医薬品の適正使用検討特別委員会

日時：令和7年1月27日(月)19時00分

場所：広島県医師会館4階401会議室/Web

委員長：松尾 裕彰

今年度実施した院外処方せんの問合せに関するアンケート調査の結果について報告し、今年度の講演会での報告資料の内容について協議するとともに、来年度の事業計画について検討した。

#### 協議事項

##### (1) 今年度実施事業の実施報告等について

##### ア 院外処方せんの問合せに関するアンケート調査結果について

広島県薬務課より令和6年11月1日～令和6年11月30日に行った院外処方せんの問合せに関するアンケート調査の結果について報告があった。

今回のアンケート調査で、問合せ項目としてあげた23項目について、多くの医師・歯科医師が「報告不要」「事後報告可」としている項目があり、問合せの簡素化を検討する意義があると考えられる。

病院では、事前問合せ部分をプロトコル化し、問合せ簡素化に取り組んでいるところであり、県内でもいくつかの病院においてプロトコルの運用が始まっている。今回の調査の結果、3項目は医師の50%が「報告不要」としており、これらについてはプロトコルの項目として設定する必要がないとした。

一方で、項目の中には、職種間（医師-薬剤師、病院医師-診療所医師、病院薬剤師-薬局薬剤師）で差がみられたものもあり、問合せ簡素化の可能性について明らかにするためには更な

る調査が必要である。また、医師・歯科医師の調査では前提条件を設定しておらず、前提条件を設定することで「事前問合せ必要」の割合は減少するのではないか、とした。

また、今回のアンケートは回答者について職種以外の条件を付していなかったため、医師・歯科医師においては専門外の領域の薬剤に関する項目、薬剤師においては普段接することの少ない項目について判断が困難だった可能性があるため、「判断不可（どちらとも言えない）」といった選択肢を含める必要があったのではないかと、とした。

県全体の共通のプロトコルを作成した場合の活用意向について、歯科医師が最も低く58%であり、薬剤師（薬局）は80%以上であった。現在、複数のプロトコルを締結している薬局からは「病院ごとで異なるため混乱が生じている」、また、「病院ごとに方針が異なるため共通のプロトコルを作成することは難しいのでは」との意見もあった。共通のプロトコルを作成する場合、まずは、医療機能の類似している病院や調整のしやすい地域などで作成・活用することが望ましいと考えられる、とした。

##### イ 講演会について

今年度の講演会は、令和7年2月6日(木)19時より開催する旨、報告があった。委員会の検討結果報告は広島県薬剤師会 常務理事 秋本 伸氏に、特別講演の講師は、大阪大学医学部附属病院 薬剤部 薬剤部長の奥田 真弘氏に務めていただく予定としている。

「院外処方せんの問合せに関するアンケート調査結果」は、講演会の検討結果報告の資料とする。

(2) 来年度以降の実施事業について (意見交換)

広島県薬務課より来年度以降の事業計画について提案があった。

本委員会において平成29年度から令和4年度まで検討を進めていたポリファーマシー対策について、新たに調査・検討を行う案を提示し、厚生労働省が高齢者医薬品適正使用推進事業として進めている2つの取組を本県でも進める旨提案があった。1つ目の取組は、レセプトデータの分析によりポリファーマシーの改善状況を把握することを目的としたもので、2つ目の取組は、希望する一部の地域(都道府県)を対象として、地域ポリファーマシーコーディネー

ターや薬剤調整支援者の設置運用など、「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」に定めた対策を施行し、普及啓発することを目的としたものである。この2つ目の取組では、本県と埼玉県が調査対象となっている。令和6年度に広島県に新たに設置された会議体にて1つ目の取組を進め、本委員会にて2つ目の取組を進めることとした。

委員からは、地対協の趣旨として県民に還元できるような内容を進めるよう意見があり、広島県からは患者自身の意識を変えるため、県民向けの講習会の開催も検討する、と回答があった。

県地对協からの提供資料について

県地对協では以下の県内共通クリティカルパス、パンフレット、マニュアル等を作成しています。ご入り用の際は下記事務局までご連絡ください。

【地域連携クリティカルパス】

- 乳がん患者さんのための「わたしの手帳Ver.7」
- 肺がん術後患者用「わたしの手帳Ver.3」
- 心筋梗塞・心不全 手帳 地域連携パス
- 心筋梗塞・心不全手帳の使い方 ご本人・ご家族用
- 前立腺がん 手帳 地域連携パス
- 甲状腺がん 手帳 地域連携パス
- 大腸がん 手帳 地域連携パス
- 大腸がん内視鏡治療後患者用手帳
- 胃がん 手帳 地域連携パス
- 胃がん内視鏡治療後患者用手帳

【パンフレット・マニュアル】

- ACPの手引き 「豊かな人生とともに…」

【事務局】 広島県医師会地域医療課 電話：082-568-1511 Eメール：citaikyo@hiroshima.med.or.jp



乳がん患者さんのための「わたしの手帳Ver.7」



肺がん術後患者用「わたしの手帳Ver.3」



心筋梗塞・心不全手帳 地域連携パス



心筋梗塞・心不全手帳の使い方 ご本人・ご家族用



前立腺がん手帳 地域連携パス



甲状腺がん手帳 地域連携パス



大腸がん手帳 地域連携パス



大腸がん内視鏡治療後患者用手帳



胃がん手帳 地域連携パス



胃がん内視鏡治療後患者用手帳



ACPの手引き 豊かな人生とともに

など

※一部ホームページにて公開中

広島県 地对協

検索